

第5編

原子力災害対策編

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入など必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

1 福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「南会津町地域防災計画」に準拠するものとする。

なお、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠するものとする。

2 計画の周知徹底

町は、この計画について、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

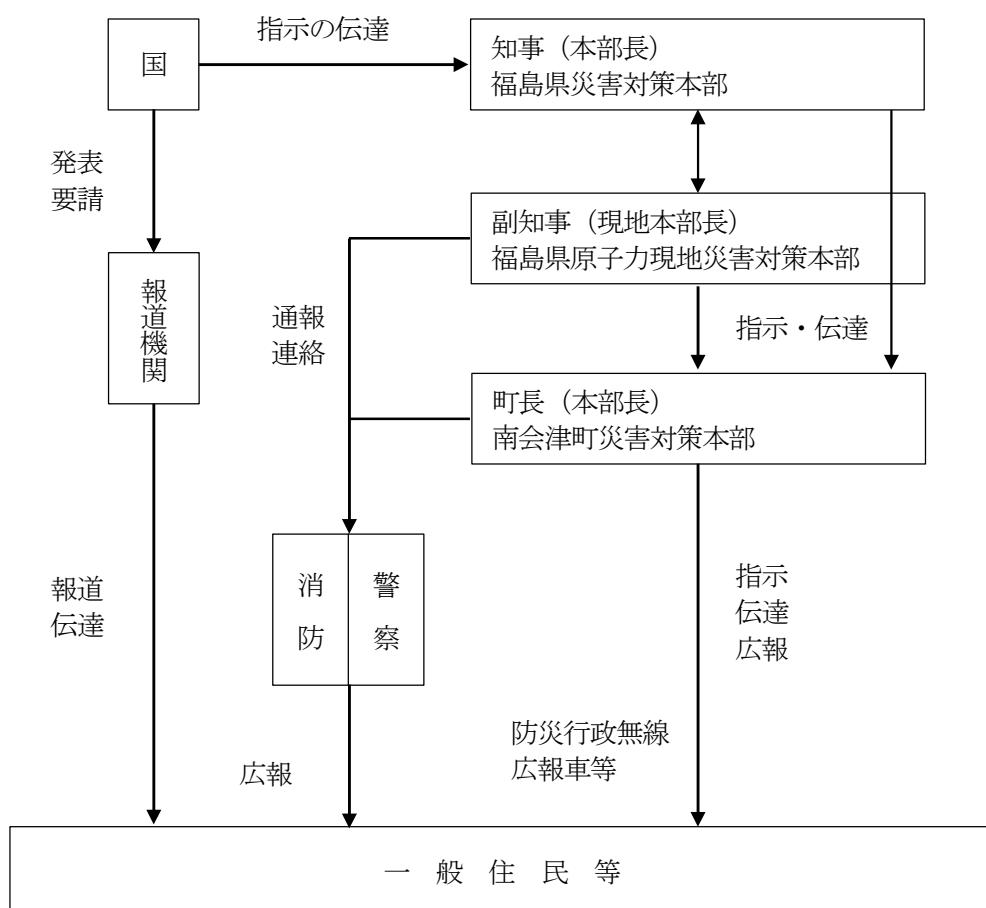
第4 住民等への的確な情報伝達

- 1 町は、国及び県と連携し、事故情報等（原子力発電所の状況、モニタリング結果等）を踏まえ、防災行政無線等を通じて住民等へ情報提供する。
- 2 町は、県及び重点区域の市町村等からの避難受入の要請を受諾後、避難者の受入を行うことを防災行政無線等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求める。

第5 避難指示の基準

町長は、原子力災害が発生した場合、また、発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護する必要があるときは、国の原子力規制委員会の避難指示基準に基づいて、避難指示を行う。

第6 広報及び指示伝達



第7 住民の避難

1 集合場所への集合

町は、あらかじめ定める避難計画により集合場所を指定し、住民に対しての避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに住民を集合させるものとする。

2 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

集合場所に自力で集合することが不可能な者については、町職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施するものとする。

3 避難場所への輸送

町は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、又は必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。

町は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。

4 避難路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

5 避難の優先順位

町は、避難を要する住民の乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

6 要配慮者への配慮等

町は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」に十分配慮するものとする。

特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

7 他の市町村への避難

町は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要であると認めるとき、又は、県及び国等から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難場所の設置を要請するものとする。

8 避難状況の把握

町は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮するものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

第8 情報伝達体制

1 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

2 在宅者に対する情報伝達

町は、直接、電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

3 病院等における情報伝達

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

4 外国人に対する情報伝達

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

第9 避難及び避難誘導

1 社会福祉施設における避難等

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

2 在宅者の避難等

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。

避難誘導にあたっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

3 病院等における避難等

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

4 外国人の避難等

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第10 避難者等の受入れ

1 町は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（いわき市の一部）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。

なお、県及び前述の避難元市町村以外の重点区域内の市町村等からの受入要請についても可能な限り受け入れるものとする。

2 町は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。

3 町は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討する。

第11 緊急時モニタリングへの協力

町は、国、県及び関係機関が行う緊急時モニタリング活動に対し、必要な情報提供や試料採取など測定における協力を行うものとする。